

2022年4月1日現在

1. 商品名	・フラット35「すまい・るパッケージ」						
2. ご利用いただける方	・満18才以上満65才以下の方で最終返済時の年齢が80才未満の方 ・フラット35と同時に申込み、住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保が受けられる方						
3. お使いみち	・住宅の新築資金 ・建売住宅の購入資金 ・中古住宅の購入資金						
4. ご融資限度額	・最高5,000万円以内（但し、フラット35融資と合わせて所要資金の100%が限度となります）						
5. ご利用期間	・最高35年までです。（但し、併用するフラット35融資の期間以内までです）						
6. ご融資利率	・「固定金利（5年、10年）と変動金利の選択型」と「全期間変動金利型」があります						
7. ご返済方法	・元利均等返済です ・ボーナス併用返済は、ご利用額の50%以内です						
8. 担保・保証人	・取得される土地、建物に抵当権を公庫の次順位の第2順位で設定させていただきます ・保証人は原則として不要です						
9. 手数料	<p>・融資手数料として住宅融資保険料相当額（年0.20%相当）をいただきます。</p> <p>・融資手数料例（融資額100万円に対して）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>20年</th> <th>30年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料</td> <td>20,602円</td> <td>30,881円</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	20年	30年	手数料	20,602円	30,881円
期 間	20年	30年					
手数料	20,602円	30,881円					
10. ご用意いただくもの	<p>・公的機関発行の所得証明書（2年分）</p> <p>・売買契約書または工事請負契約書</p> <p>・土地、建物の登記簿謄本</p> <p>・建物平面図</p> <p>なお、公庫融資で提出していただいたものは不要です （注）上記以外の書類も提出していただく場合もあります</p>						
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：025-222-3111）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>						

2022年4月1日現在

12. その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体生命保険および債務返済支援保険に加入可能な方は加入していただきます。(保険料は当金庫が負担します)</li><li>・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい</li></ul>
---------	--